

岡山県へき地医療支援会議設置・運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、へき地医療支援機構が行うへき地医療に係る各種事業等を協議するため、へき地医療支援機構に、「へき地医療支援会議」(以下「支援会議」という。)を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。

(協議事項等)

第2条 支援会議は、次の事項について協議等を行う。

- (1) へき地医療拠点病院からの巡回診療及び医師派遣に関する事。
- (2) 代診医派遣に関する事。
- (3) へき地勤務医師の確保に関する事。
- (4) へき地診療所及びへき地医療拠点病院に対する医療技術支援に関する事。
- (5) へき地勤務医師医療研究会に関する事。
- (6) へき地医療拠点病院連絡協議会に関する事。
- (7) へき地医療拠点病院の活動評価に関する事。
- (8) へき地医療のあり方についての調査研究。
- (9) その他へき地医療の推進に必要な事項。

(構成員)

第3条 支援会議の委員は、15名以内とし、へき地医療拠点病院、へき地医療従事者、医師養成機関、医療関係団体及び行政機関のうちから選任する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の任期は前任者の在任期間とする。

(会長)

第4条 支援会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、支援会議を代表し、会議を総括する。

3 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 支援会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長が会議に出席できない場合は、副会長が議長となる。

3 支援会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

4 支援会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決する。

(庶務)

第6条 支援会議の庶務は、岡山済生会総合病院において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年7月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月5日から施行する。